いざというときの、あんしんのために

国民健 康保険 脳

【問い合わせ】 保険年金課 ☎2·9659 №2·0151

ています。市内で13,666世帯、22,665人が国民健康保険に加入したき、安心して医療を受けることができる制度です。4月末現在、国民健康保険(国保)は、被保険者の皆さんが病気やけがをした

納付にご協力ください。 世帯主 (納税義務者) に保険税の納税通知書を送付します。納期内世帯主 (納税義務者) に保険税(の本算定の月です。7月中旬に7月は国民健康保険税 (保険税) の本算定の月です。7月中旬に

◆本算定の納税通知書を

①普通徴収の人 の税率など」により計算します。 一等のがでは、次ページの「国民健康保険税算 の税率など」により計算します。 が、世帯の中に国保加入者がいれば 世帯主が国保に加入していなくて

を受けている人などを除いたすべ医療に加入している人、生活保護険に加入している人、後期高齢者

ての人が加入します。

などからの補助金を財源にして、

納めていただいた保険税と、国

ています。

国民健康保険は、職場の健康保

の医療保険に加入することになっ

日本では、すべての人が何らか

②特別徴収(年金からの天引き)の人月)までの9回に割り振っています。 1期(7月)から9期(平成28年3

割り振っています。10月・12月・平成28年2月の3回に月の仮算定税額を差し引いた額を、月の仮算定税額から4月・6月・8

ク・脳ドックなどの保健事業を行の支払い、特定健診・簡易人間ドッ期高齢者支援金などの各種拠出金時金などの保険給付の支払い、後医療費・高額療養費・出産育児一

い、皆さんの健康を支えています。

しかし、高齢化や生活習慣病の増

ジのとおりです。 計算例は、次ペー 計算例は、次ペー

り、医療費は年々増加しています。

高度医療技術の進歩などによ

市ではより効率的な運営に努め



社会保険料控除が適用されます。

す。年金天引きの人は、ご本人に替により支払った人に適用されま

協力をお願いします。

心がけ、医療費の有効な活用にていきますので、皆さんも健康に

□座振替に変更できます◆特別徴収

更することができます。 件を満たしている場合は、保険税を年金から天引きしています。 ただし、申請により口座振替に変ただし、申請により口座振替に変いたがのである場合は、保険税をは、保険税を

○申請の期限はありませんが、申請の時期により□座振替への変更時期が変わります。 「は、改めて申請していただく必要がに□座振替に変更している場合でに□座振替に変更している場合でに□座振替への変更時期が変わります。

◆世帯の合計所得と軽減割合

○□座振替に変更した場合、所得税

に関する社会保険料控除は□座振

◆世帯の合計所侍と軽減制合				
前年の世帯合計所得が次の金額以下	軽減割合			
33万円	7割			
33万円+ (加入者数× 26万円)	5割			
33 万円+ (加入者数× 47 万円)	2割			

※加入者数、前年の世帯合計所得には後期高齢者医療に移行した人を含めて算出しています。(世帯に異動がある場合を除く。)

(均等割・平等割を減額保険税の軽減制度

国民健康保険税の

算定を行います。雇用保険受給資格者証と印鑑を持参し、申請してください。 定理由離職者)をした人の前年給与所得を100分の30とみなして保険税の 、該当する離職理由コード》 倒産・解雇などによる離職(特定受給資格者)や雇い止めなどによる離職(特

※離職理由コードは雇用保険受給資格者証に記載されています。

離職の翌日の属する月から翌年度末まで

11 · 12 · 21 · 22 · 23 · 31 · 32 · 33 · 34

《対象期間》

被保険者になった月から

け出をしたときではなく、ほかの市 ら納めていただくことになります。 保険税は、被保険者になった月か 被保険者になった月とは、 市で届

◆国民健康保険税算定の税率など

ませんが、届け出が必要です。

康保険の届け出は

格の発生日から

必ず4日以内に

は、その月分からの保険税は課税され 健康保険被保険者資格の喪失)の場合 健康保険に加入したなど(伊賀市国民

	所得割 ※1	均等割 ※2	平等割 ※3	限度額
医療給付費分	6.7%	23,000円	22,000円	520,000円
後期高齢者 支援金分	1.08%	3,500円	4,500円	170,000円
介護納付金分	1.5%	6,000円	4,500円	160,000円

所得割:前年中の総所得金額から基礎控除額(33万円)を差し引 **%** 1

ていただくことになります。

ほかの市町村へ転出したり、職場の

資格の発生日までさかのぼって納め ない場合があります。保険税は国保 け出が遅れると保険給付を受けられ 資格が発生したときをいいます。届 険を脱退した日など、市国保加入の 町村から転入した日や職場の健康保

いた額に対して

均等割:国保に加入している人、1人に対して **%** 2

平等割:1世帯に対して **%** 3

■医療給付費分の税額の計算例

○3人が国民健康保険に加入

総所得 基礎控除額

2,000,000円 _ 330,000 円= 1,670,000 円

1,670,000 円× 6.7% 所得割額 = 111,890 円23,000 円×3人 69,000円 均等割額

22,000 円×1世帯 22,000円 平等割額

医療給付費分年税額(100円未満切捨て) 202,800円 o世帯主(40歳)

営業所得 200 万円

O配偶者(40歳) 無職

0子(10歳)

という3人家族の場合

■後期高齢者支援金分の税額の計算例

所得割額 1,670,000 円× 1.08% 18,036 円 3,500 円×3人 均等割額 10,500円 4,500 円×1世帯 平等割額 4,500円

後期高齢者支援金分年税額(100円未満切捨て) 33,000 円

■介護納付金分の税額の計算例

◎2人が介護保険に加入(40歳以上65歳未満)

1,670,000 円× 1.5% 25,050 円 所得割額 均等割額 6,000 円×2人 12,000円 4,500 円×1世帯 平等割額 4,500円

介護納付金分年税額(100円未満切捨て) 41,500 円

※上記の加入世帯の国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の 202,800 円+ 33,000 円+ 41,500 円= 277,300 円となります。



医療給付費分·後期高齢者支援金分·介護納付金分

計算例